

## 資料 豊橋市の青少年のいま

### ～子ども・若者を取り巻く現状と課題～

「平成21年度豊橋市の青少年の生活と意識調査」を中心に、「平成12年度豊橋市の青少年の生活と意識調査」との比較から現状と課題を整理し、今後の取組の方向性について、平成21年度「青少年問題協議会専門委員会で討議・検討した結果をもとに報告します。

#### 第1 子ども・若者の生活実態、学校・職業生活

生活の基本である食事において朝食の摂取率などは、平成12年度の調査と比較して向上していたことは喜ばしいことですが、「いつも食べる」を除けば、小学生では15.1%、中学生では20.2%、高校生では27.4%が「朝食を摂っていない日がある」ということになっています。

また、就寝時間については、中学生の19.4%、高校生で49.9%が「午前0時過ぎの就寝時刻」となっており、全体として夜型の生活スタイルになってきています。

望ましい基本的生活習慣を形成する上から、また食育や健康面からも「早寝・早起き・朝ごはん」といった学校と家庭の連携した取組が今後も必要とされるところです。

学校生活では、小中学生の9割近くが「楽しい・どちらかといえば楽しい」と感じ、高校生の8割以上が「満足している・まあ満足している」と答えている。いずれも平成12年度・17年度の調査に比べ増加しており、学校において児童・生徒への学校生活への適応に努めるさまざまな取組の効果とも考えられます。ただし「勉強や進学のこと」といった心配事や悩みが中学生から急激に増加し、高校生でも高い数字となっているので、こうした悩みや不安に対応しながら、学校生活への不適応を防ぐ取組が今後も大切です。

また、「学校が楽しくない・満足していない理由」として、小中学生では「勉強が難しい」が一番多く約36%、二番目以降「友達がいない」「いじめられる」「居場所がない」といった回答を合わせると30%を超えており、学校生活のなかで孤立しやすい児童・生徒への配慮が求められています。

職業生活では、青年の約4割が現在の職場に不満を感じています。「不満の理由」として、「賃金や待遇」「労働時間」との回答の他に、「上司の理解がない」「同僚とうまくいかない」といった職場での人間関係に悩む回答が、平成12年度調査の約2倍に増加しています。

働く意義については、「生活の維持のため」が76.5%と圧倒的に多いですが、「職業を選ぶとき重視する(した)こと」として、賃金や待遇・勤務条件だけでなく、「自分の適性」「自分の知識・技能をいかす」といった、やりがい・働きがいを重視する傾向も見られました。

15歳から24歳の若者の半数が非正規雇用となっている現状や昨今の厳しい経済情勢の影響から、若者の職業生活や将来への不安が募りつつある実態が今回の調査でも垣間見られました。

とくに、本調査で回答した非正規雇用で働く青年の約65%が「将来の不安」を一番にあげています。本調査の回答者では、働く青年の約8割が正規雇用者であり、比率が高かったにもかかわらず、青年全体の約半数が一番の悩みとして「将来のこと」をあげています。

また、高校生・青年の約6割が「将来の夢(希望)を持ちにくい世の中である」と捉え、約4割が「努力すれば自分の夢が果たせる世の中とは思えない」と答えています。

転職についても平成12年度調査と比較して、懐疑的な見方をする高校生や若者が増えており、現実的で安定志向の傾向が見てとれます。

高校生においても、学校に通う目的が平成17年度調査との比較では、「大学に進学するため」という目的が約10ポイント下がり、「資格を得るため」という回答が増加しています。

高校生のアルバイトについては平成12年度調査より減少しているが、その理由のなかで、「遊び」や「欲しいものを買うため」といった理由が減少し、「社会経験のため」「学費」「生活費」「貯金」といった目的が増加していることは、就職難や高校生の家庭の家計が厳しくなっている現状の反映とも考えられます。

厳しい社会情勢だからこそ、若者が希望を失わず、その自己実現に向けて努力できる環境づくりを、社会全体で支えていく必要性が一層増しているといえます。

## 第2 子ども・若者の健やかな成長と自立をめぐる課題

### 1 少年非行

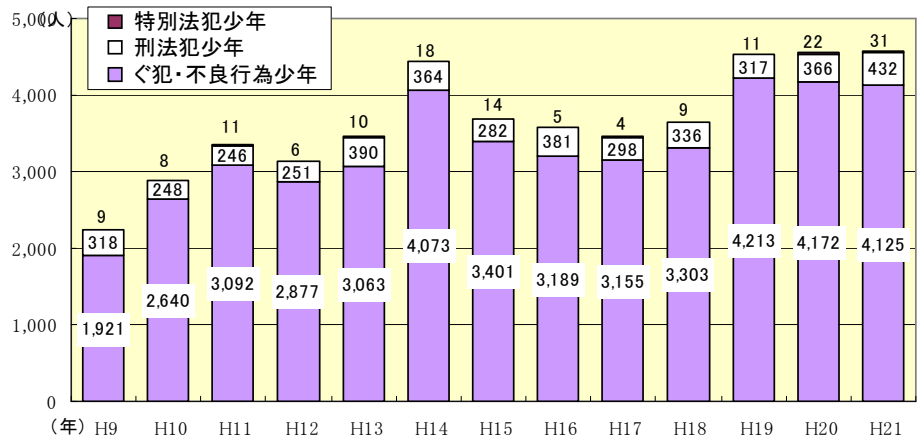
小中学生の規範意識については、平成21年度調査を見る限りでは平成12年度調査と比較して向上している面が見られました。

しかし、現実には平成12年度に比べ、本市の非行や不良行為の補導総件数は約1.5倍に増加しています。

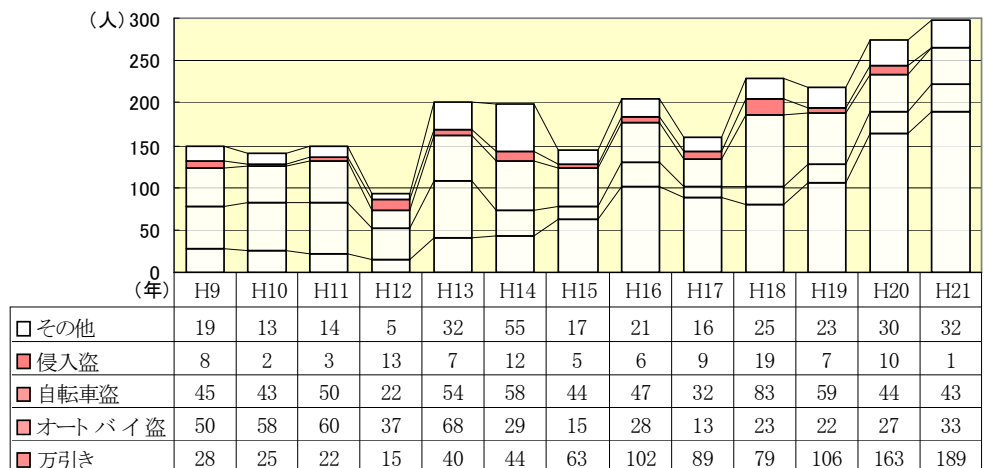
[図2-1]

刑法犯少年では、窃盗犯である万引きの増加が目立っています。こども・若者の場合、

[図2-1] 年別補導総数(豊橋警察署管内)

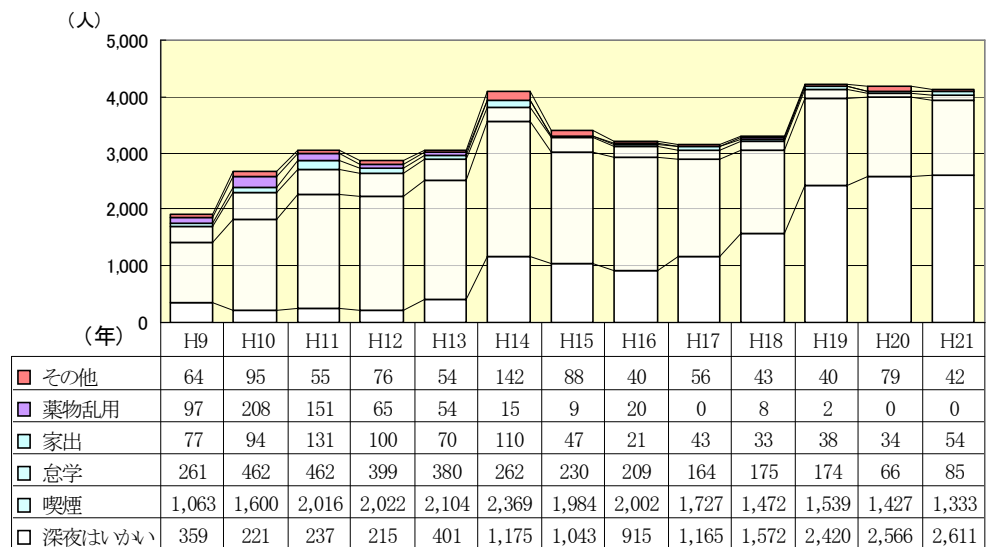


[図2-2] 窃盗犯非行少年(手口別)(豊橋警察署管内)



万引きに関しては、罪の意識がなく「ゲーム感覚」で犯しているケースが多いことが警視庁の調査等でも指摘されています。万引きは本格的な非行に深化していく危険性が高い非行とも言われ、その防止を図るためには、店舗等とも連携を強めながら学校、家庭、地域一体となった取組が必要です。[図 2-2]

[図 2-3] 年別ぐ犯・不良行為少年(豊橋警察署管内)



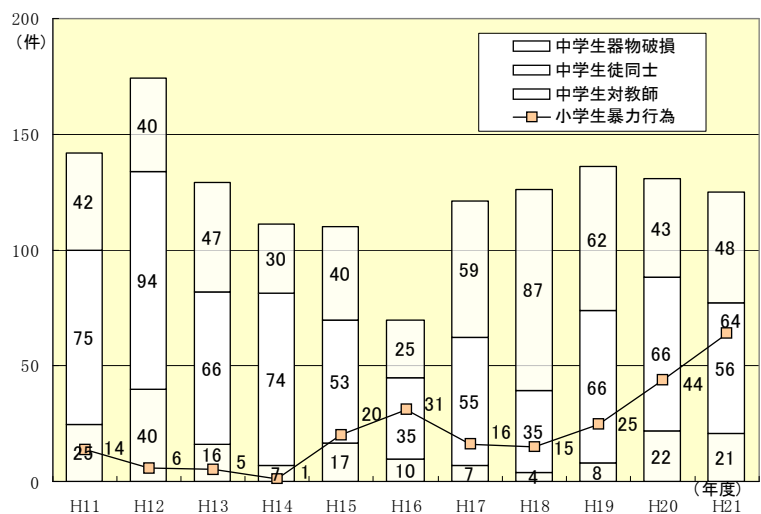
24 時間営業や深夜営業の店舗が増加する等、この 10 年間の社会情勢の変化を背景として、青少年の午後 11 時以降の「深夜はいかい」による補導が著しく増加し、平成 12 年の 12 倍以上の増加となっています。[図 2-3]

深夜外出については、小中学生の規範意識を問う調査のなかでも、規範意識が相対的に低い項目でした。また、青少年の深夜外出について一部保護者には容認する傾向さえ見られました。青少年の深夜外出が非行の温床となる危険性について広く社会に周知させていく必要があります。

シンナー等の薬物乱用による補導件数は、かなり減少していますが、最近になって大麻や覚せい剤等による薬物汚染が市民社会のなかで広がりつつある状況も危惧されており、学校等での啓発や指導の強化が求められています。[図 2-3]

文部科学省の発表した平成 20 年度の全国の小中高校の暴力行為は約 6 万件に上り、小中学校での増加が報告されています。市内の小中学校においても、暴力行為の報告件数が徐々に増えており、とくに特定の児童が繰り返し起こしている事案が報告されています。中学校については、数値的な大きな変化はないが、最近になり対教師暴力が増加しており、全国的な傾向とも一致しています。[図 2-4]

[図 2-4] 豊橋市立小中学校暴力行為件数(年度別)



暴力行為増加の要因として、文

部科学省の報告では「感情のコントロールができない児童生徒の増加」や「規範意識やコミュニケーション能力の低下」等を指摘しています。今後も、暴力行為を許さない毅然とした対応とともに、学校や関係機関の緊密な連携のもと、児童・生徒の身に寄り添った粘り強い支援が必要です。

※刑法犯少年…刑法に規定する罪（交通関係事犯を除く）を犯した犯罪少年及び同法に触れる行為をした触法少年（14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年）

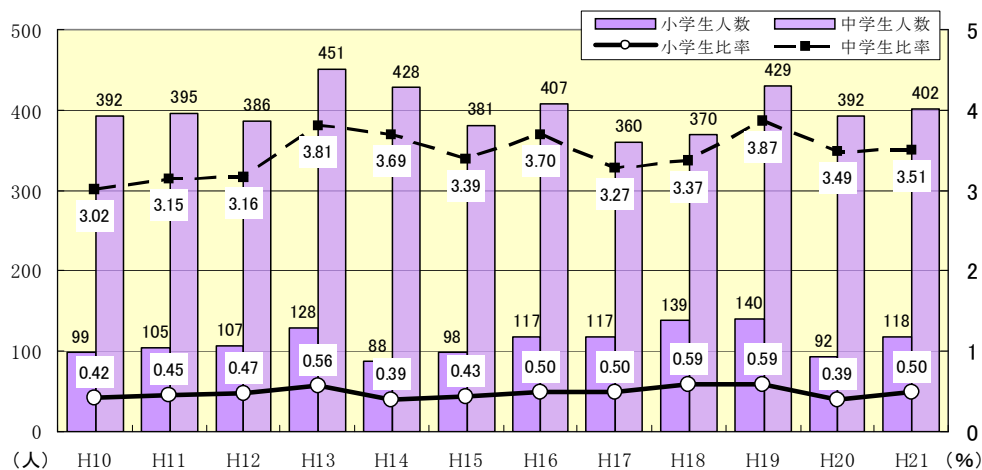
※不良行為少年…非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、けんか、その他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年

## 2 いじめ、不登校、中途退学

「いじめ」については、平成 12 年度に比べ、小中学校とも「とてもいけないことと思う」と考える割合が増えてはいるが、「いじめ」について学校や社会で問題視され、繰り返し語られている

にもかかわらず、小学生の 2 割弱、中学生の 3 割強が「それほどいけないと思わない」、「関心がない」、「わからない」と答えています。「いじめ」を認知したときの対応についても、「何もしない」と答える中学生が 3 割弱もあり、傍

[図 2-5] 豊橋市立校の不登校児童生徒(30 日以上欠席者)数・比率



観者的になる傾向が目立ちます。「いじめ」について「相談したい人がいない」と答える割合が小学生で約 10%、中学生で約 17%あることも気になるところです。

「いじめを見逃さない・許さない」といった子どもの人権に関わる意識の啓発指導の強化とともに、「いじめ」が発生しても、被害者の子どもが孤立せず深刻な事態にならないよう、敏速な対応と相談できる機会を増やす等の取組が欠かせません。

市内の不登校児童・生徒（年間 30 日以上欠席者）について、小学生の割合が平成 12 年度と比べて 0.47%から 0.50%になり、中学生の割合は 3.16%から 3.51%となっています。[図 2-5] 小学生・中学生ともピーク時の平成 19 年度より減少していますが、依然として楽観できない状況が続いています。

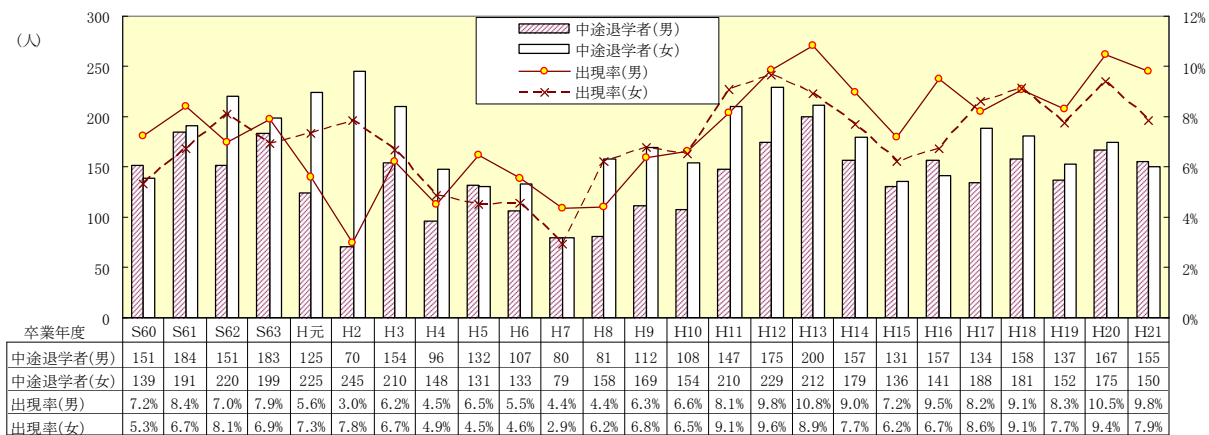
現在、小中学校ではさまざまな支援の取組が展開され、一定の効果も出てきてはいますが、問題は義務教育終了と同時にそれまで小中学校を通して受けていた支援が終わってしまうことです。高校進学後に再び不登校や中途退学をしてしまったり、ひきこもりになったりするケースがあり、義務教育終了後も不登校経験者が社会的接点を失わず継続的な支援を受けられる体制づくりが課題となるでしょう。

本市域の高校での入学者数から卒業生数を差し引いた、3年間の退学者等については、ここ10年では生徒の約6～10%、年に約260～400人で推移しています。[図2-6] 近年、出現率が高止まっていること、とくに平成10年までに比べ男性の出現率が高いことが心配されます。

また、愛知県の他都市と比較しても高い出現率で推移していることから、本市としてこれら退学者等を減らすことが重要な課題となっています。[図2-7]

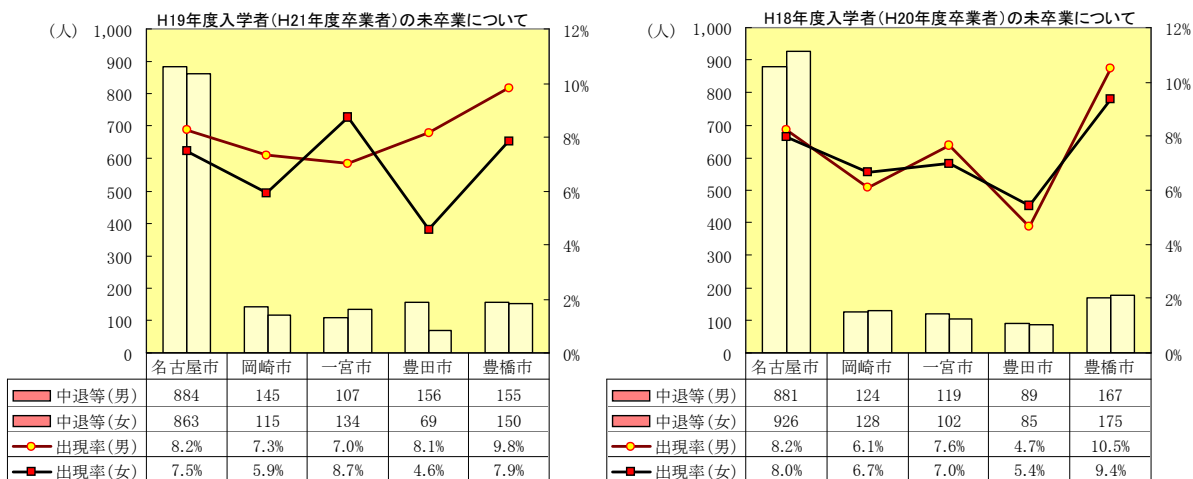
高校退学者等は、新規高校卒業者に比べ正規雇用の門戸が狭く、不安定な雇用形態での就労を余儀なくされるケースも多くあります。そのことから、職業スキルが習得できないなどの不利があり、社会的自立のためにも学び直しの機会等、再チャレンジへの支援が求められています。

[図2-6]豊橋市域高校退学者等数 (あいちの学校統計より) ※退学者等数=入学者数-3年後卒業生徒数



(定時制4年生は、出入りほぼ同数として考慮していない)

[図2-7]市域別高校退学者等数 (あいちの学校統計より) ※退学者等数=入学者数-3年後卒業生徒数



(定時制4年生は、出入りほぼ同数として考慮していない)



### 3 若者の社会的・経済的自立の遅れ、ひきこもり状態の若者

ニート・ひきこもりについては深刻な子ども・若者問題として、社会的にも捉えられてきています。本調査の保護者調査でも「ニート・ひきこもり」問題について約3割の保護者がとくに心配な問題として回答しています。

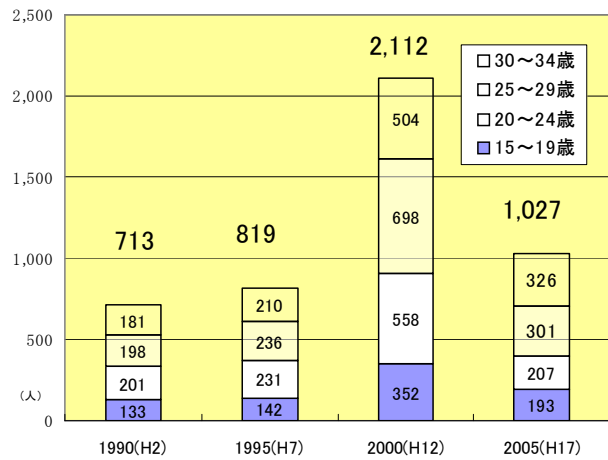
本市のニートに近い概念の若年無業者の数は、平成17年の国勢調査では1,027人となり、平成12年と比較すると雇用状況の好転により半減しました。[図2-8] しかし、女性に比べ男性の無業者数の減少比率は少なく、とくに平成17年に35～39歳となる1966～70年生まれ（35歳以上となるため、図2-8の平成17年の1,027人には含まれていない）では、ほとんど改善されていません。[表2-9]

このことから、一度、無業者状態になるとなかなか脱出できない状況が推測され、とくに男性では年齢が上がるほど難くなる状況を示しています。一方、35歳未満の配偶者のいない家事従事者は同年国勢調査では、男性118人、女性911人いることから、潜在的な若年無業者数は1,027人よりもかなり増えるものと考えられます。

一方、本市の35歳未満の完全失業者数は、平成17年の国勢調査では4,398人となり、経済情勢のよし・悪しに関係なく15年間で増加し、中でも、25～29歳、30～34歳の2年齢区分の増加が顕著です。[図2-10]

さらに、生年区分では、平成12年から平成17年において、男性の完全失業者は各生年区分で増加しています。また、各生年区分とも15～19歳から20～24歳への移行時に2倍を超えています。これは、学校から就業への移行が難しかったり、早期に離職してしまうことが推測されま

[図2-8] 豊橋市:年齢区分別若年無業者数



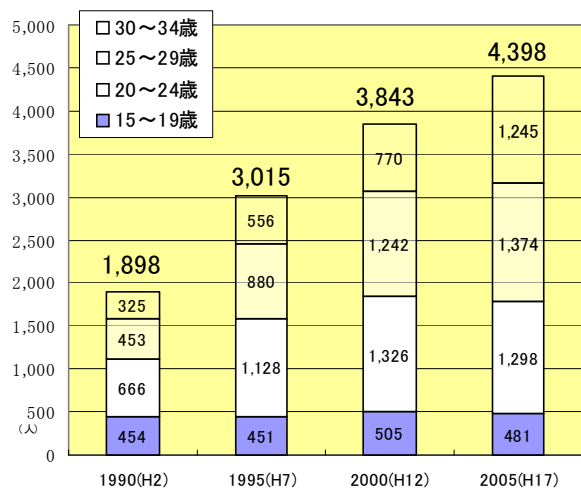
資料：国勢調査

[表2-9] 豊橋市:生年区分別無業者数 (人)

区分	1990(H2)		1995(H7)		2000(H12)		2005(H17)	
	男	女	男	女	男	女	男	女
66～70年生	130	71	157	79	275	229	234	122
71～75年生	98	35	161	70	397	301	224	102
76～80年生			102	40	294	264	198	103
81～85年生					222	130	131	76
86～90年生							111	82

資料：国勢調査

[図2-10] 豊橋市:年齢区分別完全失業者数



資料：国勢調査

[表2-11] 豊橋市:生年区分別完全失業者数 (人)

区分	1990(H2)		1995(H7)		2000(H12)		2005(H17)	
	男	女	男	女	男	女	男	女
66～70年生	357	309	443	437	406	364	515	365
71～75年生	281	173	589	539	705	537	759	486
76～80年生			264	187	717	609	779	595
81～85年生					297	208	723	575
86～90年生							251	230

資料：国勢調査

以上のように、不登校や高校退学者、ニート・ひきこもりといった社会的自立に困難を抱える青少年の包括的・継続的な支援の取組と体制整備が求められ、とりわけ学校教育からの切れ目のない支援を目指す取組が大切になっています。

不登校の生徒やひきこもり等の若者の支援は、個々の抱える問題が複雑多岐で、なかには発達障害や精神疾患を抱えているケースもあり、一人ひとりに応じた支援や対応が求められています。社会的自立に困難を抱える若者には「子ども・若者育成地域協議会」を中心とした教育・福祉・医療・労働などの関係機関との連携や「総合相談窓口」「とよはし若者サポートステーション」を活用した自立に向けた誘導・支援の展開が重要となります。

婚姻率については、平成17年国政調査によると、男性の無業者で配偶者なし（注1）の割合は25-29歳が93.9%、30-34歳が93.3%、35-39歳でも88.9%と90%前後となっています。[表2-12]女性の無業者では、25-29歳が82.5%、30-34歳が82.4%、35-39歳が83.6%と80%を超えています。

一方、完全失業者については、無業者より少し低くなりますが、とくに男性の多くは配偶者なしの家族状況です。

「ワーキングプア」「格差社会」「ネットカフェ難民」「無縁社会」など若者も対象としたキーワードが叫ばれて久しくなりますが、無業者及び完全失業者の若者が、生計を維持していくことの難しさや、将来の人生設計を描けないことを物語っているとともに、このことが少子高齢社会を押し進め、ひいては社会保障制度を揺るがす一因であると考えられます。

[表2-12] 生年・労働区分別配偶者なしの割合

年齢	生年	全体		完全失業者		無業者	
		男	女	男	女	男	女
15～19歳	86～90年生	99.5%	98.6%	99.2%	99.8%	100.0%	95.1%
20～24歳	81～85年生	91.8%	85.0%	95.4%	98.9%	100.0%	93.4%
25～29歳	76～80年生	69.3%	55.0%	90.1%	87.6%	93.9%	82.5%
30～34歳	71～75年生	46.6%	31.3%	80.4%	47.4%	93.3%	82.4%
35～39歳	66～70年生	35.9%	22.5%	75.3%	42.9%	88.9%	83.6%

資料：H17 国勢調査

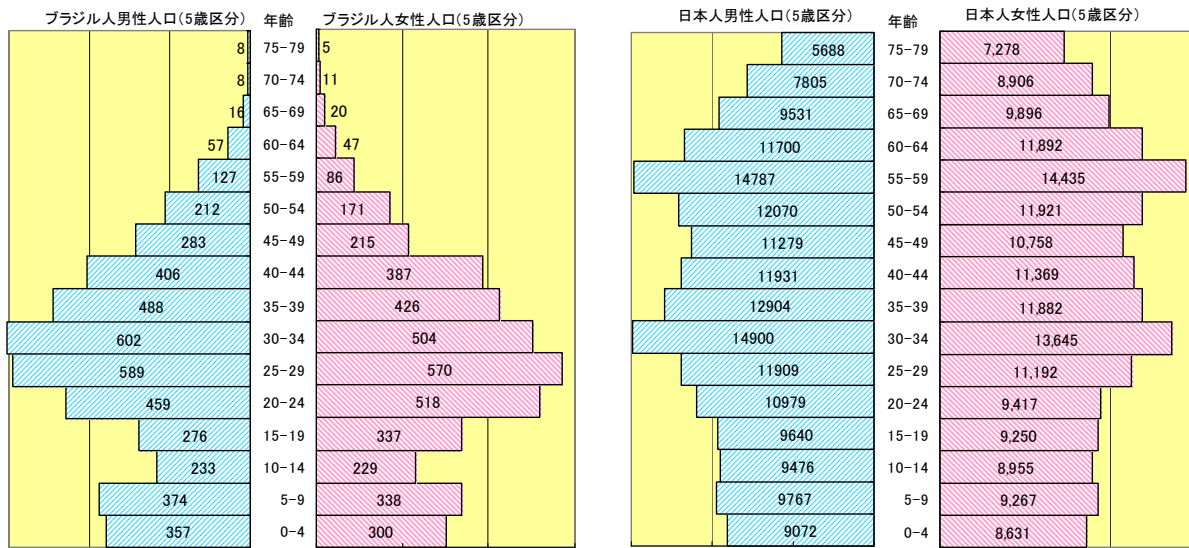
※注1「配偶者なし」とは国勢調査の配偶関係で（未婚+死別+離別）＝（全体数-配偶者有）

※若年無業者…若年とは35歳未満。就労も通学も家事もしていない者。

※完全失業者…働く能力と意志があり、しかも本人がハローワークに通うなど実際に求職活動をしているにもかかわらず、就業の機会が社会的に与えられていない失業者のこと。

## 4 支援を必要とする外国人の子ども・若者

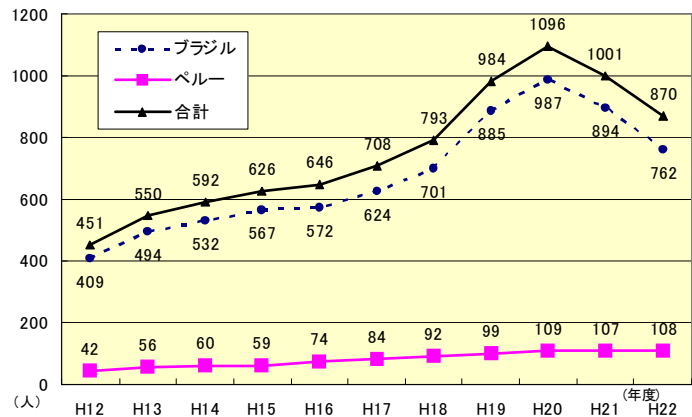
[図 2-13] 豊橋市の国籍区分人口グラフ (H17 国勢調査)



平成 17 年の国勢調査の結果を見ると、本市における外国人市民として一番多いブラジル人でみた場合、10～14 歳の男女 462 人に比べ、5～9 歳が 712 人（250 人増）、0～4 歳で 657 人（195 人増）と、学齢期を迎える子どもは増加傾向にあります。また、男女 20～39 歳の人口は全人口比率で 48.0%となり、日本人市民の 28.3%と比べて、際立って多くなっています。[図 2-13]

これに加え、女子の合計特殊出生率はブラジルが 2.29 人(2005 年、日本は同年 1.29 人)を鑑みても、子ども・若者の外国人比率は、これまで以上に高まることも推測されます。

[図 2-14] 国籍区分豊橋市立小中学校児童生徒数



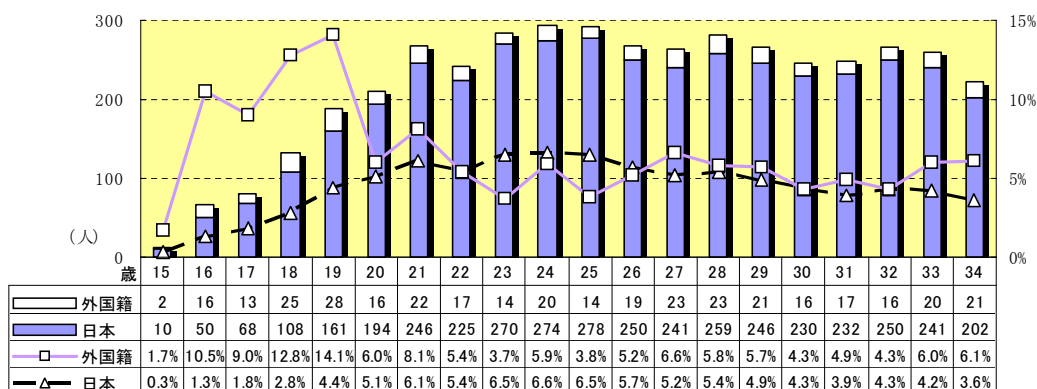
市立小中学校におけるブラジル・ペルー籍の児童・生徒数は平成 20 年度をピークに若干減少しましたが、平成 12 年度の 451 人に対し、平成 22 年度では 870 人と約 2 倍となっています。[図 2-14]

外国人の子ども・若者は、来日後に公立学校で学習していても、日本語の能力の問題で授業についていけなかったり、家庭の経済状況や親の都合で日本の公立学校と外国人学校の間を行き来するなかで、学校生活からドロップアウトをしてしまったりする等、様々なハンデを負いやすくなっています。



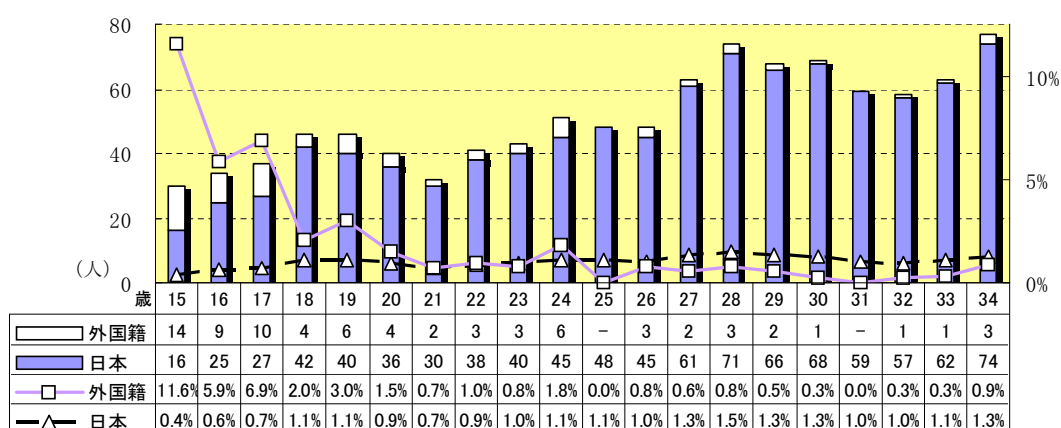
外国人の完全失業者〔仕事がなく、仕事を探していた者で、仕事があればすぐ就ける者〕を人口比率でみると、20歳以降は日本人と比べて若干多い程度ですが、16歳～19歳に10%を超える年齢層があります。〔図2-15〕

〔図2-15〕 豊橋市の国籍区分各年齢失業者数と人口比率 (H17 国勢調査)



加えて、無業者については、15～17歳の外国人の子ども・若者に多く、人口比率では5.9～11.6%となり、日本人市民の0.4～0.7%と比べ突出しています。〔図2-16〕こ

〔図2-16〕 豊橋市の国籍区分各年齢無業者数と人口比率 (H17 国勢調査)



これは高等学校年齢時に、学ぶ場も働く場もない外国人の子ども・若者が多数存在することを意味しています。中学卒業後における進路や就労環境が日本人に比べ、一層厳しいことがみてとれます。

本市に居住する外国人は、近年の経済不況により帰国することも考えられますが、平成14年に本市が行った調査では、帰国の時期を決めていないなど、長期滞在になっている傾向がみられます。外国人の子ども・若者は、生涯を日本で過ごしたいと思う反面、仕事を通してのキャリア形成が困難であるというハンデから、将来設計を描きづらいという問題も抱えています。

日系ブラジル人の実態調査（平成14年豊橋市）より抜粋  
 ○出稼ぎ目的で来日しているが、半数以上がその時点で5年以上滞在している。  
 ○多くの人々が「いつまで、豊橋に住むか」を決めていない。  
 ○子どもの教育では、「帰国後の教育」や「進学」を心配し、子どもの将来について懸念している。

外国人の子ども・若者がこうした諸問題から不就学・不就労に陥ることのないよう支援を進めていくことは、本市の子ども・若者施策として欠くことができないものです。

今回の調査で「地域でやってみたい活動」として「市内在住の外国人との交流」を20.3%の保護者があげているのに対し、小中学生や高校生・青年への「将来、豊橋市がどのようなまちになってほしいか」という問いでは、「おたがいの文化を大切にし、外国人と仲よく暮らせるまち」と答えた割合が、小中学生で8.8%、高校生・青年で4.9%にとどまっています。

この結果は「多文化共生」の意識が大人に比べ、子ども・若者においては希薄であるという見方もできますが、ふだん学校等で外国人児童生徒と自然に接し交わっている彼らにとっては、敢えて「多文化共生」を意識する必要性を感じない結果とも考えられます。

いずれにしても、外国人の子ども・若者が地域社会のなかで孤立することなく、日本人の子ども・若者と共に健やかに成長できるよう、今後も「多文化共生」のまちづくりの具体的な取組を推進するとともに、外国人の子ども・若者の進路やキャリア形成を図る支援体制の整備が必要です。

※合計特殊出生率…人口統計上の指標で、一人の女性が一生に産む子供の数を示す。合計特殊出生率が高ければ、将来の人口は自然増を示し、低ければ自然減を示すことになる。自然増と自然減との境目は2.08人とされています。



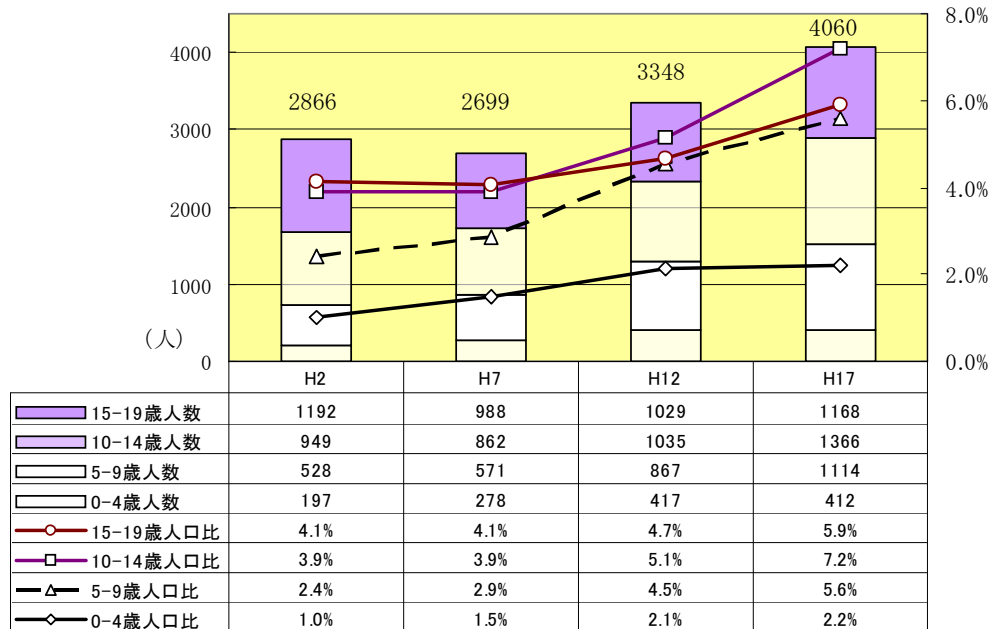
# 第3 子ども・若者を取り巻く環境の変化

## 1 孤立化が進む家庭・家族

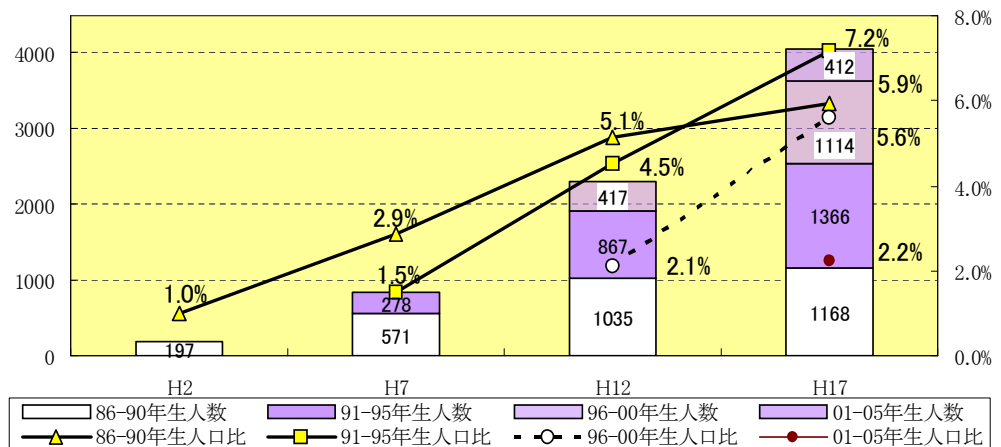
### (1) ひとり親家庭・留守家庭の増加

この10年間の家庭環境の変化として、注目されるのは、ひとり親家庭の増加です。本調査においては、小中学生の父親との同居率が平成12年時の91.5%から83.3%に減少しており、単身赴任等のケースを考慮しても、ひとり親家庭が近年増加していることが推測されます。これを裏付けるデータとして国勢調査の平成7年と平成17年の10年間を比較しても、各年齢層の割合が大幅に増加し、各年齢区分においても、年を追うごとに人口比が上昇しています。[図2-17]

[図2-17] 年齢区分別ひとり親家庭の子ども・若者数及び人口比 (国勢調査)



[図2-18] 生年・年齢区分別ひとり親家庭の子ども・若者数及び人口比 (国勢調査)



また、生年区別に0～4歳から5～

9歳までの増加人口比は、86～90年生まれが+1.9ポイント、91～95年生まれが+3.0ポイント、96～00年生まれが+3.5ポイントであり、近年に生まれた子どもほどこの比率が高くなります。この増加傾向は、今後も続くものとみられます。[図2-18]

平成18年の厚生労働省の「母子世帯調査」において、ひとり親世帯(家庭)の9割以上が生き別れとなっています。生き別れが近年増加しているのは、若い年代の離婚に対する意識の変化などがあるといわれています。同調査では、ひとり親家庭の約8割が母子家庭となっています。また、母子家庭で一番に困ることの多くが「家計」であり、父子家庭では「家事」であるとの結果が出て

います。

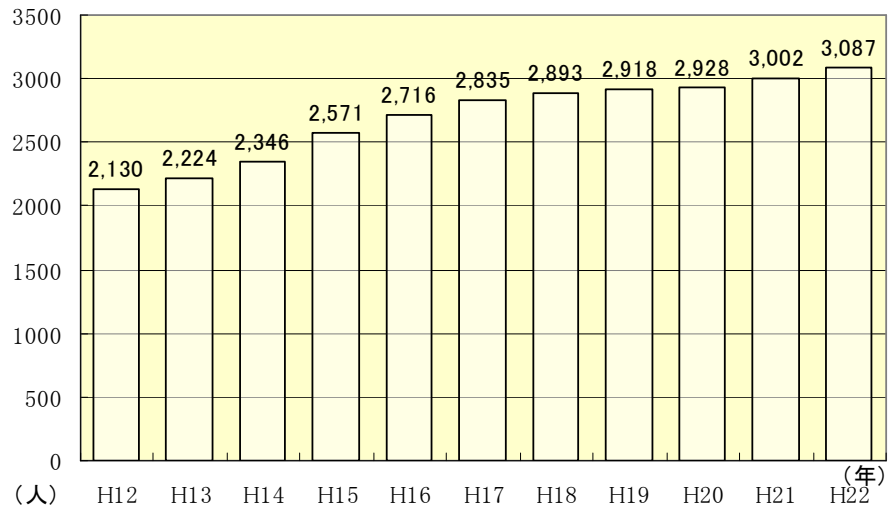
厚生労働省の発表では、子どもがいるひとり親家庭の「相対的貧困率」が平成19年調査で54.3%となっており、大人が2人以上いる家庭10.2%と比べて5倍以上になっています。

本市においても児童扶養手当登録者のうちの母子家庭数は、平成12年に比べ、平成21年では40.9%増加しています。[図2-19]

ひとり親家庭の増加は、子どもの貧困や貧困の世代間連鎖とも密接に結びつき、様々な格差の要因となることが推測されます。

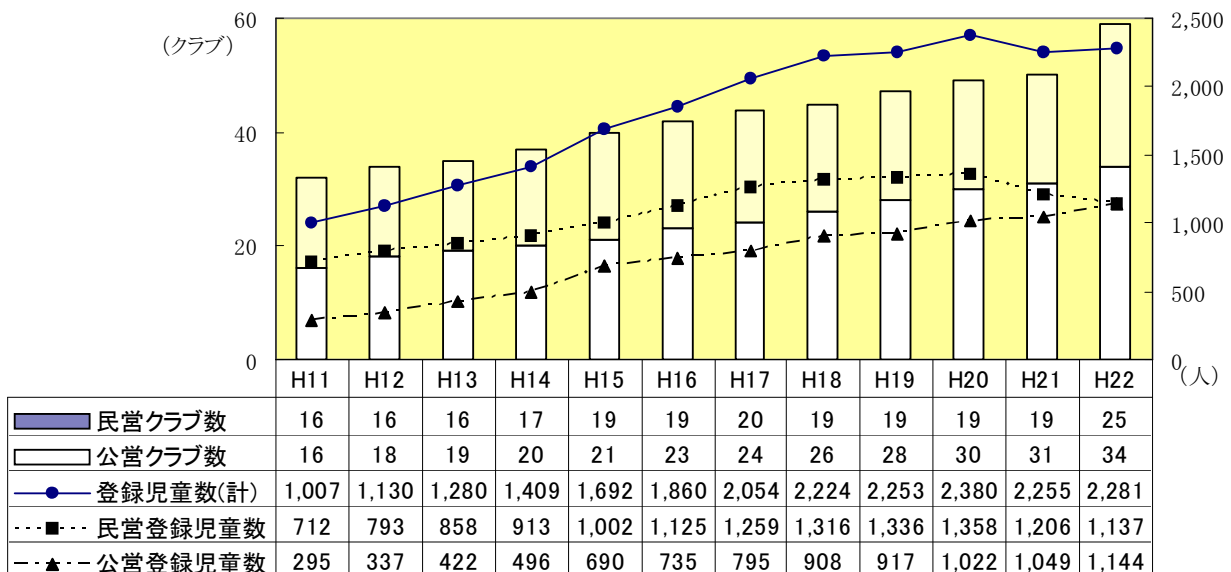
よって、ひとり親家庭が抱える様々な問題が、子どもの健やかな成長にとってハンデとならぬよう、その子育てを社会全体で支えていく取組が一層求められています。

[図2-19] 児童扶養手当登録者のうち、母子家庭数(豊橋市:各年3月末)



家庭における子育ての問題は、当然、ひとり親家庭の問題だけではありません。父親が外で働き、家庭で母が専業主婦であるといった家庭は減少し、両親とも就労に出る家庭が増えています。平成21年度の本市青少年課の留守家庭調査では全児童の約23%が留守家庭との結果が出ています。よって、放課後児童クラブの利用のニーズも年々高まり、この10年間で登録児童数は約2倍に増加しています。今後もそのニーズが高まることが推定され、放課後児童クラブが児童の健全育成の重要な柱になると思われます [図2-20]。

[図2-20] 豊橋市放課後児童クラブの推移 (各年4月1日現在)



※相対的貧困率…貧困層が占める割合を示す。所得から税金などを差し引いた世帯の「可処分所得」を1人当たりにならし、高い順に並べたときの真ん中の人の所得を「中央値」と設定。H19年の中央値は年228万円で、その半分の114万に満たない人の割合が「相対的貧困率」となる。

※留守家庭調査…「児童の帰宅時に大人が不在な家庭」の児童数について各小学校を通じて行う調査。

## (2) 子どもの貧困と格差社会

本市の就学援助家庭は、平成12年度に義務教育保護者家庭の約9%であったのに対し、平成20年度は約16%までに増加しています。[図2-21]

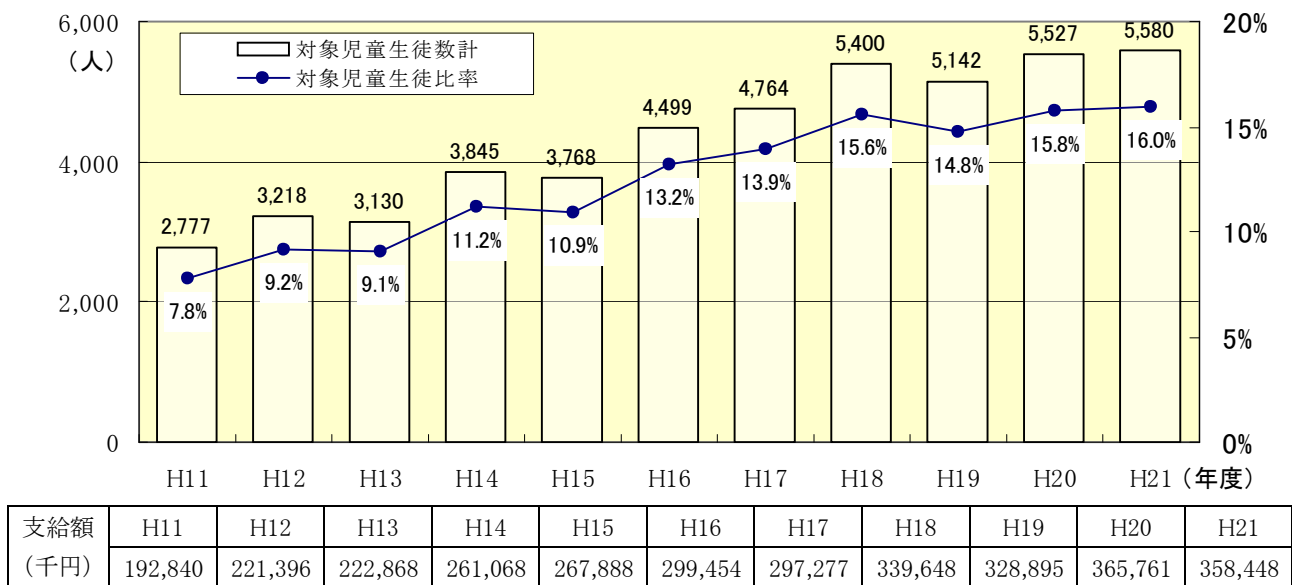
要因としては、経済情勢の悪化、外国人児童・生徒の増加などが考えられますが、雇用状況が好転した平成17年度前後でも、増加していることから、保護者の雇用形態や報酬が改善されない「経済的格差」を生じていることが推測されます。

また、厚生労働省は調査対象年平成18年における全国の17歳以下の子どもの「相対的貧困率」を14.2%と発表しました。前出の本市の就学援助対象者数とほぼ同様の数値であり、「製造業の盛んな愛知県の経済情勢は他地域と比べて良い」との捉え方ができなくなっていることを意味しています。

子どもの貧困は、衣食住はもとより、生命・健康を守る医療、余暇活動や遊びの体験量（社会教育）、学校教育、就職などのさまざまなライフステージにおいて、選択肢が排除・制約されてしまいます。その結果、大人になっても貧困から抜け出せず、長期にわたって固定化する「貧困の世代間連鎖」が続くことも指摘されています。

貧困や格差は、以前には自己責任・家族の責任とされていた傾向がありますが、近年、地域社会・国としての問題と捉え始めたところであり、今後、子ども・若者の健全育成を考える上で、重要な課題となるでしょう。

[図2-21] 豊橋市就学援助対象者数（各年度5月1日現在）





### (3) 不足しがちな親子のふれあい

今回の調査で、子ども・若者の健やかな成長の基盤となるべき家庭教育について、調査結果からさまざまな課題が浮かび上がりました。

子ども・若者の健全な育成には、大多数の保護者が家庭でのふれあいや躰が一番に大切であると答えているのにもかかわらず、「親子のふれあいが十分でない」と捉える家庭が約4割にのぼり、ふれあいが不足する原因として約7割の保護者が「親の仕事のいそがしさ」をあげ、親子がゆったりと共過ごす時間がとりにくくなっている状況がうかがえます。

とくに父親の子育ての関わりについて言えば、ふだん子どもと接する時間が母親に比べ少なく約6割が30分以内であり、「ほとんどない」と答えた回答が23%を超えています。この結果は、内閣府の平成18年「親子の接触時間（父親）」調査とほぼ一致しました。同調査では母親との接触時間は30分以内が24.2%、53.1%が1時間以内となっています。また、前出のひとり親家庭では「ふれあい」が少なくなりがちであると推定されます。

こうした結果からも、父親も含め家族がともに過ごす時間の大切さや家庭教育の重要性について社会全体の理解や意識を高め、子育てを職場や地域社会全体で支えていく取組が求められます。

今回の調査で10年前と比較して「家庭の日」の運動が浸透していない現状が浮かびあがりました。家庭の教育力を高めるうえで、その啓発方法や支援のあり方についても検討を加える必要があります。

※家庭の日…昭和30年鹿児島県鶴田町より始まった運動。毎月第3日曜日を「家庭の日」と定め、家庭でのふれあいを大切にする運動が全国で進められています。

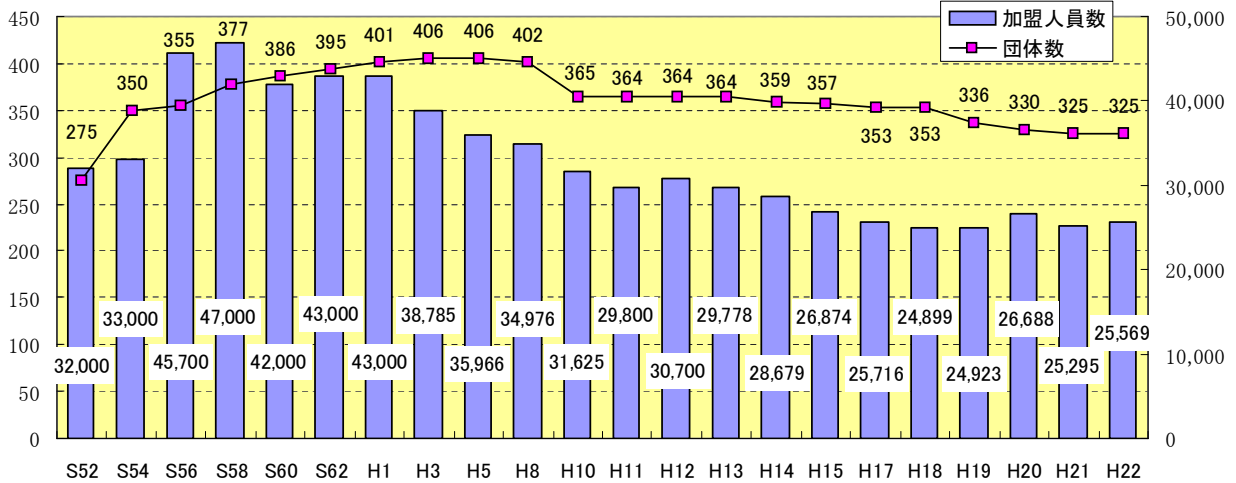
## 2 地域における連帯感の希薄化

平成21年の青少年問題協議会専門委員会の調査では、小中学生の地域活動への参加は、平成12年に比べどの活動も減少してきており、これまで多く子どもたちが参加していた「盆踊りやお祭り」への参加でさえ減少してきています。「運動会やスポーツ大会」「キャンプやハイキング」といった催しへの参加も大幅に減少し、清掃やリサイクル運動等の地域におけるボランティア活動への参加も減って、この10年間で子どもたちと地域との結びつきがさらに弱くなってきていることが報告されました。

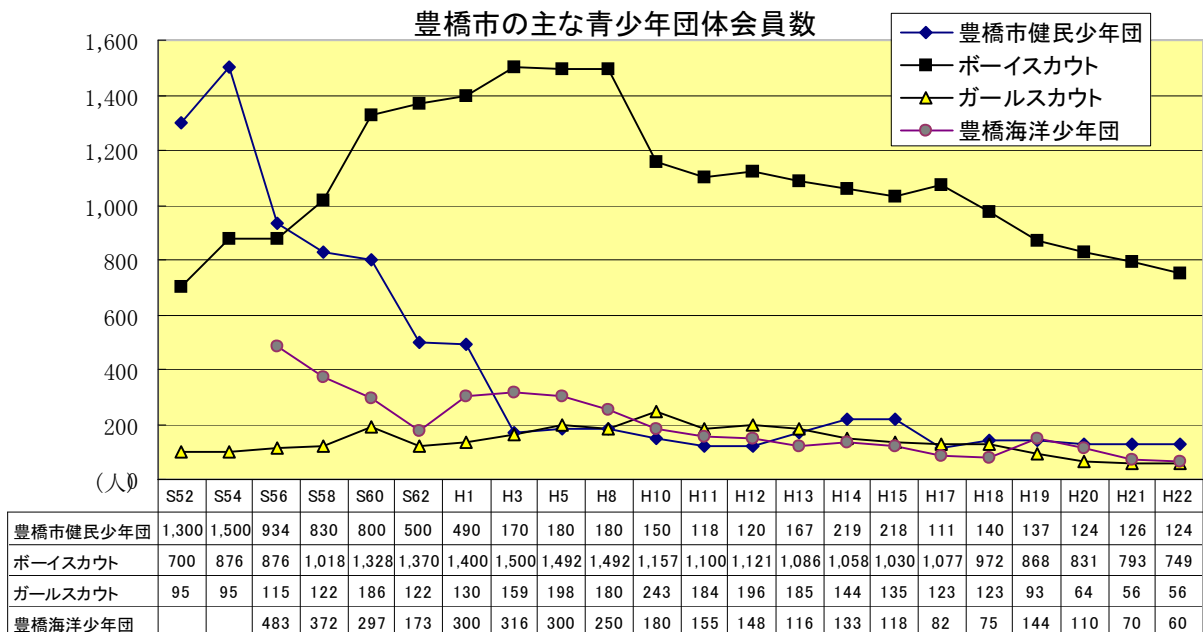
地域の子どもたちに関わる活動について、これに参加している保護者の割合も13.9%にとどまっており、父親の約4割が地域活動に参加していないなど、小中学生のみならず家庭自体が地域との結びつきが疎遠になっている現状もあります。また、本市における子ども・若者の育成団体では、スポーツ少年団を除いて長期減少傾向にあります。豊橋市子ども会連絡協議会でみると、平成13年から平成22年で、加盟子ども会数で約11%、加盟人数で約16%減少しています。[図2-22] [図2-23]

要因としては、保護者を含めた意識が「集団」の活動から「個」の活動に変化していること、保護者が役員などの役務を回避しようとする傾向などが指摘されています。

[図 2-22] 豊橋市子ども会連絡協議会の団体数・加盟人員数 (各年 4 月 1 日)



[図 2-23] 豊橋市の主な青少年団体会員数 (各年 4 月 1 日)



いずれにしても、これらの青少年の育成団体が、体験の場としてだけでなく、さまざまな世代の人達と交流し、コミュニケーション能力や自立心、公共心を養うなど、本市の青少年の健全育成へ果たしている役割は大きいだけに、彼らの活動が継続・活性化するように支援することが望ましいと思われまます。

本調査で地域活動に参加した小中学生のうち、約 8 割が地域活動に機会があれば参加したいと答え、同様に保護者の約 8 割も地域の何らかの活動に参加してみたいと地域活動に前向きな姿勢を示しています。

今後、参加する機会の提供の仕方次第では、より多くの子ども・若者や保護者による子ども・若者の健全育成活動への参加を促す可能性があるともいえるでしょう。

### 3 情報化社会の進展

平成12年度からこの10年間の子ども・若者の取り巻く環境の変化では、第一に、携帯電話およびインターネットの一層の広がり、利用の低年齢化があげられます。自分専用の携帯電話の所持率が、小学5～6年生で約2割、中学3年生で半数を超え、高校生で96%を超えるまでになっています。

携帯電話が単なる通話手段としての機能だけでなく、メールの送受信や「ゲーム」「音楽などのダウンロード」等、インターネットの端末として幅広く利用されています。家庭でのパソコンの保有率も約9割になっており、携帯やパソコンを通じてインターネットが普及し、子ども・若者が情報を得る手段として主流になってきています。

こうした子ども・若者への携帯電話やパソコンの普及に伴って、子ども・若者の間で携帯電話やネットトラブルに起因する、さまざまな問題も生まれてきていることは周知のとおりです。

携帯を所持している中学生の約4割、高校生の約7割が毎月5千円を超える料金を払っている実態があります。一方で、携帯電話を所持している小中学生の4割を超える家庭で、携帯電話利用のルールを決めていないという結果も出ています。子ども・若者の非行や問題行動の広がりには携帯電話が介在していることもあり、家庭において携帯電話やインターネットの利便性だけでなく、携帯電話を所持することによるリスクも併せて認識し、対応を図る必要があります。

トラブルを避けるうえで小中学生に一切携帯電話を持たせない取組もありますが、本市の小中学校では学校への持込原則禁止の対応を従来からとっており、トラブルをできるだけ避けるべく指導を進めています。

しかし、学校外での使用や高校生になればほぼ全員が所持することを考えれば、小中学生段階での携帯電話の所持にかかわらず、とくに小学生から携帯電話の持つ危険性や過度な依存を避ける指導は欠かせません。

今後予想される情報化社会の一層の進展を考えれば、携帯電話やネットを通じての被害者や加害者にならない「情報モラル」の指導を学校で進めていくことはもちろん、家庭での規制や管理の必要性を訴えるなど保護者に対する啓発活動を併せて強めていくことが、本市における現実的な対応であると考えます。

※情報モラル…「情報化社会で適正な行動を行うための基になる考え方と態度」であり、具体的には他者への影響を考え、人権や知的財産権など自他の権利を尊重し、情報化社会での行動に責任をもつこと、危険回避など情報を正しく安全に利用できることやコンピュータなどの情報機器の使用による健康とのかかわりを理解すること。

## 第4 無業者・完全失業者の社会保障費のシミュレーション

ここでは将来、無業者や完全失業者が就労しないまま、社会扶助を受ける場合の社会保障費について試算してみます。

### (1) 試算条件

- ・平成17年国勢調査時39歳までの無業者と完全失業者について、両親が死亡し、不動産を処分、資産が無くなった年齢を60歳とし、全員が生活保護を受ける。(表2-24)
- ・無業者は国民年金保険料が未納により、老齢基礎年金も支給されない。
- ・完全失業者は国民年金保険料を納めたものとし、65歳より老齢基礎年金が年間792千円支給される。(平成22年12月現在：満額792,100円)
- ・60歳時点の平均余命は、厚生労働省平成21年簡易生命表の(男性22.87年、女性28.46年)とする。

[表2-24] 豊橋市での生活保護の生活扶助及び住宅扶助費

(円)

区分	居宅 (第1類)	居宅 (第2類)	冬季加算額 (第2類)※	住宅扶助	月額※ (冬季)	月額 (冬季外)	年間 生活保護費
60-69歳	32,850	39,520	2,810	38,000	113,180	110,370	1,338,490
70歳以上	29,430	39,520	2,810	38,000	109,760	106,950	1,297,450

※冬季は11-3月の5ヶ月。

[表2-25] 年齢区分別生活保護費年額 (1人当たり)

区分	生活保護費年額(円)		
	60-64歳	65-69歳	70歳以上
無業者	1,338,490	1,338,490	1,297,450
完全失業者		546,490	505,450

式：完全失業者は65歳より老齢基礎年金年額792千円を除す。

### (2) 年間生活保護費

平成17年(2005年)国勢調査時15-39歳の無業者及び完全失業者が、順次60歳を迎える21年後の2026年から生活保護費が発生します。一年間に必要な生活保護費のシミュレーションでは2030年で17億円、2035年で31億円、2040年で43億円、2045年で51億円、2050年で49億円となります。

[表 2-26] 将来の生活保護費年額

区分	年齢区分(人)					生活保護費の各総額(千円)					
	15-19	20-24	25-29	30-34	35-39	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	
無業者	男	111	131	198	224	234	313,207	613,028	868,446	1,034,595	1,175,042
	女	82	76	103	102	122	163,296	299,822	432,679	530,219	635,748
	計	193	207	301	326	356	476,503	912,850	1,301,125	1,564,814	1,810,790
完全失業者	男	251	723	779	759	515	689,322	1,297,356	1,717,776	2,037,387	1,768,762
	女	230	575	595	486	365	488,549	849,975	1,246,485	1,524,931	1,352,965
	計	481	1,298	1,374	1,245	880	1,177,871	2,147,331	2,964,261	3,562,318	3,121,727
合計	674	1,505	1,675	1,571	1,236	1,654,374	3,060,181	4,265,386	5,127,132	4,932,517	

### (3) 生涯生活保護費

$$\begin{aligned} \text{生涯生活保護費} &= \text{年額(60-64歳)} \times 5 \text{年} \\ &+ \text{年額(65-69歳)} \times 5 \text{年} \\ &+ \text{年額(70歳以上)} \times (\text{平均余命} - 10 \text{年}) \end{aligned}$$

生涯生活保護費については、平成 17 年(2005 年)国勢調査時 15-39 歳の無業者 1 人の生涯費用は男性で 3,008 万円、女性で 3,734 万円となり、無業者数 1,393 人では総額 451 億円と試算されました。(表 2-27)

平成 17 年(2005 年)国勢調査時 15-39 歳の完全失業者 1 人の生涯費用は男性で 1,593 万円、女性で 1,876 万円となり、完全失業者数 5,278 人では総額 904 億円と試算されました。(表 2-28)

[表 2-27] 無業者の生涯生活保護費

区分	平均余命(年)	生涯生活保護費(円)	H17 人数(人)	総額(円)
男	22.87	30,083,082	898	27,014,607,187
女	28.46	37,335,827	485	18,107,876,095
計			1,383	45,122,483,282

[表 2-28] 完全失業者の生涯生活保護費 (60-64 歳まで全額、65 歳より年間 792 千円を減額)

区分	平均余命(年)	生涯生活保護費(円)	H17 人数(人)	総額(円)
男	22.87	15,930,042	3,027	48,220,235,621
女	28.46	18,755,507	2,251	42,218,646,257
計			5,278	90,438,881,878

### (4) まとめ

将来必要となる社会保障費の総額は試算の範囲となりますが、無業者で試算したように国民年金保険料に加入できない場合には 60 歳からで 1 人当たり 3,000～ 3,700 万円の生活保護費が必要となります。今回のシミュレーションでは、扶助費を満額としましたが、医療費、物価上昇や平均余命の伸びなどの増額要因を考慮しない場合においても高額であると言わざるをえません。

以上の点を踏まえると、現段階で有効な支援を行い、無業者及び完全失業者を一人でも減らすことが急がれます。この取組は、何より本人が夢や希望を持ち、社会を支える自立した納税者になるとともに、将来予測される社会的な高負担を避けることに他ならないのではないのでしょうか。



## ■愛知県「あいち子ども・若者育成計画2010」より

### 大人の皆さんへの提言と、子ども・若者の皆さんへのメッセージ

「子どもは社会を映す鏡」という言葉があるように、子ども・若者をめぐる問題は、同時に、大人自身の有り様や今日の社会全体の在り方が問われている問題です。

社会全体で子ども・若者をはぐくむという視点を基本としながら、大人一人ひとりに対しては自己を省み、温かい眼差しで子ども・若者を見つめる必要性などを提言するとともに、次代を担う子ども・若者に対しては期待と励ましを込めたメッセージを送ります。

#### 大人の皆さんへの提言

##### ア 子ども・若者の健やかな成長と自立を支援する

子ども・若者は、誰もが本来、成長と自立に向けた確かな力を備えた存在です。一人ひとりのペースに合わせながら、これを引き出すことができる親や大人でありたいものです。様々な体験をするとともに、知識を身に付け、たくましく生きていけるように支援していきましょう。

##### イ 困難を抱える子ども・若者の支援は社会の責任

未来を担う大切な子ども・若者の数が減少している一方で、ニート、ひきこもり、不登校など、多くの子ども・若者が社会生活を営む上で困難を抱えています。

一人ひとりが抱える問題は様々ですが、これを本人や家族だけの責任に帰することでは解決しません。すべての子ども・若者は社会の大切な財産であるとの総意のもとに、困難を抱える子ども・若者を社会全体で支援していきましょう。

##### ウ 家庭の大切さを再認識する

子どもにとって家庭は人格形成の基礎となる大切な場であり、親子の語らいは心身の健康度を高め、生活の満足度により影響をあたえるものです。家庭の役割を再認識して、親子のふれあいや絆を大切にしましょう。

また、一人親世帯の増加など、家族形態も多様化しており、まわりのサポートも必要です。

##### エ 働いている姿を見せる

親の働く姿は、子どもにとって人生の教科書でもあります。親が真剣に仕事に向き合う姿から、親に対する敬愛の念も生まれ、子どもの心も成長します。親は自分の働く姿を子どもに見せたり、働くことの大切さを伝えたりしましょう。

##### オ 自己を省みる

社会が変化する中で、地域の連帯感が希薄化するなど、子ども・若者を取り巻く環境が厳しくなっています。

大人一人ひとりが、子ども・若者に見られて恥じることのないような行動や態度をとっているか、子ども・若者が健やかに成長できる環境づくりに努めているか、もう一度自己を省みましょう。

#### カ 子ども・若者の前向きな行動を積極的に評価する

子ども・若者が健やかに育つためには、大人や社会の愛情に包まれているという安心感が重要です。大人からは不器用に見える行動にも温かな眼差しを向けながら、子ども・若者が前向きに行動したときは、まず褒めましょう。そして、成功・失敗にかかわらずプラスに評価して次の行動を促しましょう。

#### キ 子ども・若者と共に育ち合う地域社会づくり

子ども・若者の非行を防止し、健やかな成長と自立を促すためには、今の時代に即した家庭や地域の教育力の向上を図ることが大切です。そのためには、学校や行政はもとより、地域の大人、企業、NPO、民間団体など、すべての関係者が連携して、開かれたネットワークづくりを進め、育ち合いのある新しい地域社会づくりを進めましょう。



## 次代を担う子ども・若者の皆さんへのメッセージ

### ア 夢や目標を持つとう

若い皆さんは、「自分探しの旅」に出ている旅人です。旅の途中で、様々な出来事に会い、たくさんの発見と感動に巡り合えると思います。時には、失敗や困難に直面し、悩み、苦しむこともあるでしょう。

しかし、失敗や困難は、自分自身を見つめ直すチャンスであり、それらを乗り越える努力が成長の糧となります。皆さんには、夢や目標を持ってほしい。そして、失敗を恐れず、夢や目標に向かってチャレンジしてほしい。

### イ 基本的な生活習慣を身に付けよう

皆さんは、心身ともに大人へと成長するまっただ中にいますが、「よく体を動かし、よく食べ、よく眠る」という成長期にとって大切な基本的な生活習慣を身に付けていますか。からだが疲れていないと質のよい睡眠をとることができず、集中力も低下しがちです。体を適度に動かし、規則正しい食事と睡眠をとることは、心身のバランスを保ち、明るい気持ちで意欲的に生活を送るための基本です。

### ウ 思いやりの気持ちを持つとう

何気ない言葉で、相手を傷つけてしまうこともあるものです。これから自分が言おうとしていることや、やろうとしていることを、もし、自分が言われたり、されたりしたらどういう気持ちになるのか考えてみてください。相手を思いやる気持ちを持つことは、自分自身の心の成長につながるものです。

### エ 自分のことを大切にしよう

自分は「価値のない人間だ」とか「誰にも必要とされていない人間だ」と考えていませんか。しかし、あなたは、まだ大人へと成長する過程の、可能性に満ちあふれた存在です。自分に自信のないときは、一度、家のお手伝い、道路のごみ拾いなど、人のためになると考えたことを行動に移してみましょう。まわりは、きっと、感謝の気持ちを抱くはず。勇気を出してとったその行動は、今の時代を生き抜く自信にきっとつながります。

### オ 自分で選択する力をつけよう

志望校を決める、就職先を決める、結婚相手を決めるなど、成長するにつれ、選択をしなければならないたくさんの分かれ道があります。目標を修正しなければならない場合も、もちろんあります。

日頃、皆さんが自分で考え、行動することにより、よりよい選択をする力を養っていくことが大切です。

## カ 努力を惜しまない

目標や方向が決まれば、それに向けて努力を惜しまないでほしい。

簡単に手に入れることができたものは、喜びも一時のもので、手に入れたものへの愛着も長続きしないことが多いもの。努力をすればただ、それが実現したときの喜びは大きいし、手に入れたものへの愛着も長続きします。そして、次の努力への原動力にもなります。

## キ ひとりで悩まない

人は、誰もが悩みをもって生きていますが、自分の力だけで解決することには限界があるものです。だから、人に頼ることは決して恥ずかしいことではありません。頼られた人は真剣にあなたの悩みに耳を傾けてくれるはず。

家族や信頼できる人、自分のことを分かってくれる人、身近にそのような人がいないのであれば、公的な相談窓口などにも目を向けてみましょう。最初はハードルが高いと感じても、思い切って相談してみれば、解決の糸口がきっと見つかります。

## とよはし子ども・若者育成プラン検討委員会設置要綱

### (設 置)

第1条 子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づき、豊橋市における子ども・若者の育成を総合的かつ効果的に推進し、とよはし子ども・若者育成プランに市民の意見を反映させることを目的とし、とよはし子ども・若者育成プラン検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 策定会議は次の事務を所掌する。

- (1) とよはし子ども・若者育成プランの策定に関すること。
- (2) とよはし子ども・若者育成プランの必要な調査、研究に関すること。
- (3) その他計画達成に必要な事項に関すること。

### (検討委員会)

第3条 検討委員会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長、副会長及び委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 検討委員会は、会長が招集する。
- 4 会長は、会務を総理する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代理する。
- 6 検討委員会は、必要に応じて関係者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

### (任 期)

第4条 検討委員の任期は、平成23年3月31日までとする。

### (事務局)

第5条 検討委員会の事務局は、教育委員会青少年課に置く。

### (雑 則)

第6条 この要綱に定めるもののほか検討委員会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

### 附則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。



別表第1

検討委員会

平成22年7月15日

区分	所属・役職名	氏名
会長	愛知大学文学部教授（学識経験者）	樫村 愛子
副会長	小中学校長会代表	菅谷 孝行
委員	豊橋子どもの本研究会代表、羽根井小学校評議員、 自然史博物館ボランティア、地下資源館サイエンスボランティア	大谷 順子
〃	主任児童委員代表、ボーイスカウト豊橋地区事務長	白井 利幸
〃	少年愛護センター補導委員会会長	林 順美
〃	特定非営利活動法人いまから 理事長 とよはし若者サポートステーション 総括コーディネーター	宮澤 三枝子
〃	東三南地区高等学校生徒指導研究会幹事	峯田 博行
〃	市立高等学校 教諭	板川 真紀

(順位不同、敬称略)

とよはし子ども・若者育成プラン検討の経過

年月日	内容
平成22年 6月30日	第1回生涯学習計画策定会議
〃	第1回生涯学習計画作業部会
平成22年 7月15日	第1回とよはし子ども・若者育成プラン検討委員会
平成22年 9月 7日	第2回とよはし子ども・若者育成プラン検討委員会
平成22年12月 2日	第2回生涯学習計画作業部会
平成22年12月 9日	第2回生涯学習計画策定会議
平成22年12月14日	第3回とよはし子ども・若者育成プラン検討委員会

## 豊橋市生涯学習計画策定会議設置要綱

### (設置)

第1条 社会教育法及び児童福祉法、子ども・若者育成支援推進法並びにスポーツ振興法の理念に基づき、生涯学習及び青少年健全育成を総合的かつ効果的に推進し、豊橋市における推進計画の策定について必要な事項を検討するため、豊橋市生涯学習計画策定会議（以下「策定会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 策定会議は次の事務を所掌する。

- (1) 生涯学習推進計画、子ども・若者育成計画、生涯スポーツ推進計画の策定に関する重要事項の調査検討及び調整
- (2) 生涯学習推進計画、子ども・若者育成計画、生涯スポーツ推進計画の立案
- (3) その他目的達成に必要な事項の検討

### (策定会議)

第3条 策定会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- (2) 会長、副会長及び委員は、別表1に掲げる職にある職員をもって充てる。
- (3) 策定会議は、会長が招集する。
- (4) 会長は、会務を総理する。
- (5) 副会長は会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代理する。
- (6) 策定会議は、必要と認めたときは関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### (作業部会)

第4条 計画原案の作成及び調査研究を行うため策定会議に作業部会（以下「部会」という。）を置く。

- (2) 部会は、別表2に掲げる職にある職員をもって充てる。
- (3) 部会は、部会長が招集する。
- (4) 会長は、会務を総理する。
- (5) 副会長は会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代理する。
- (6) 部会は、必要と認めたときは関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### (庶務)

第5条 策定会議の庶務は、教育部社会教育課において処理する。

### (雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の組織及び運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成22年 6月 1日から施行する。

別表1 策定会議

役職	職名
会長	教育部次長
副会長	社会教育課長
〃	青少年課長
〃	スポーツ課長
委員	政策企画課長
〃	安全生活課長
〃	文化課長
〃	市民協働推進課長
〃	多文化共生・国際課長
〃	男女共同参画課長
〃	子育て支援課長
〃	保育課長
〃	長寿介護課長
〃	障害福祉課長
〃	健康増進課長
〃	環境政策課長
〃	工業勤労課長
〃	農政課長
〃	教育委員会総務課長
〃	教育委員会学校教育課長
〃	教育委員会青少年課主幹
〃	教育委員会図書館長
〃	教育委員会美術博物館長
〃	教育委員会自然史博物館長
計	24名

※事務局 教育委員会社会教育課  
教育委員会青少年課  
教育委員会スポーツ課

別表2 作業部会

役職	職名
会長	社会教育課専門員
副会長	青少年課長補佐
〃	スポーツ課長補佐
委員	政策企画課職員
〃	安全生活課職員
〃	文化課職員
〃	市民協働推進課職員
〃	多文化共生・国際課職員
〃	男女共同参画課職員
〃	子育て支援課職員
〃	保育課職員
〃	長寿介護課職員
〃	障害福祉課職員
〃	健康増進課職員
〃	環境政策課職員
〃	工業勤労課職員
〃	農政課職員
〃	教育委員会総務課職員
〃	教育委員会学校教育課職員
〃	教育委員会図書館職員
〃	教育委員会美術博物館職員
〃	教育委員会自然史博物館職員
計	22名

※事務局 教育委員会社会教育課  
教育委員会青少年課  
教育委員会スポーツ課